

## 社会福祉法人貴峯 障害者支援施設における利用者の 地域移行等の意向確認のための指針

社会福祉法人貴峯が運営する障害者支援施設（貴峯荘・貴峯荘湘南の丘）における利用者の地域移行に関する意向とともに、施設外の障害福祉サービス等の利用状況等や利用に関する意向の定期的な確認を適切に実施するため、本指針を定める。

### 1 利用者の地域移行等の意向確認のための基本的考え方

利用者の地域移行や施設外の日中活動サービス利用の意向を確認し、本人の希望に応じたサービス利用を尊重した支援となるよう、相談支援事業所等と連携し、必要な支援に努めるものとする。

### 2 地域移行等意向確認担当者の選任

貴峯荘及び貴峯荘湘南の丘における地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行担当者」という）はそれぞれのサービス管理責任者が担い、地域移行担当者は、すべての利用者にかかる次の業務を担うものとする。

- ・地域生活への移行に関する意向の把握（6ヶ月に1回以上）
- ・サービス利用状況の把握（6ヶ月に1回以上）
- ・施設外の日中活動サービスの利用に関する意向の確認（6ヶ月に1回以上）
- ・これらの利用者から把握、確認した内容の個別支援会議への報告や利用者の意向を反映した個別支援計画の作成
- ・相談支援事業所等と必要に応じて、連携した適切な支援

### 3 意向確認の基本的原則

利用者の意向確認における基本的原則は、次のとおりとする。

#### (1) 本人の自己決定の尊重

意向確認は、本人の障害の状態や現状から周りが判断するのではなく、自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して行うことを原則とする。

また、必要な情報の説明は本人が理解できるよう工夫し、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べる・絵や写真で示されたカードを手がかりに選べるなど本人が安心して自信を持って意思表示できるよう支援する。

#### (2) 本人の選択の尊重

本人の意向がたとえ周りの支援者の価値観では不合理あるいはリスクが高いと思われる場合でも、他者の権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する姿勢等に努める。

#### (3) 本人の自己決定や意思確認が困難な場合

本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人をよく知る関係者により、本人の日常生活の場面やサービス提供場面における表情や感情、行動記録等の情報とともに、生活史、人間関係等様々な情報等を把握し、本人の意思及び選

考を推定して行う。

#### 4 意向確認が必要な場面

##### (1) 日常生活における場面

日常生活での意向確認の場面は、食事・排泄・入浴等基本的生活習慣に関する場面や、余暇活動プログラムへの参加の選択等支援者が日常的に行う直接支援の全てに意向確認の要素が含まれるので、様々な場面で継続的に意向確認することが重要となる。

##### (2) 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設からグループホームへ住まいを替えたり、グループホームから一人暮らし始める場面等が意思確認の重要な場面である。

#### 5 地域移行とは

地域移行とは、利用者が自ら選んだ地域や住まいで安心して自分らしい暮らしを実現することであり、グループホーム・アパート等での一人暮らしに住まいを移すことや、住まいの場は入所施設としつつ日中活動を敷地外や他法人の新しい場所に変えるなど日常生活や社会生活に関する意向を実現することも含まれる。

#### 6 地域移行等の意向確認の必要性

地域移行等を進めるには本人の意向を的確に把握し、日頃の生活の中でも複数の選択肢から選べる機会や、施設の外に出かける機会など本人が意思をもって表出するという体験や経験を積むことができる環境が不可欠となる。

また、入所後しばらくして施設での暮らしが安定している場合でも、その暮らしをずっと続けることも意向の一つではあるが、それが本当に本人や家族の唯一の意向であると決めつけないことも大切である。

#### 7 支援者に必要な心構え

地域移行や日中活動等での意向確認は、次のことを念頭に支援に努める。

##### (1) 意向は変化するものである

人は誰しも、置かれた環境や自身の出来事、時間の経過等の様々な要因から気持ちが変化することがあるが、本人の意向確認での「いまの生活を継続させたい」という気持ちも本人の意向の一つとして尊重するとともに、その意向が変わること可能性を念頭に一定期間が経ったら意向確認を行う。

##### (2) 様々な可能性に目を向け、断定的に判断しない

利用者によっては地域での暮らしを想像することが難しい場合があり、家事に挑戦する機会や地域の様々な資源を活用することで地域で暮らすイメージが膨らむなどがあるため、本人の選択肢や新たな興味・関心などを見つける対応等を行い、断定的な判断はしないようにする。

(3) 意向確認や地域移行等の支援はチームで行う

利用者への支援は職員が協力してチームで対応し、施設外の関係者とともに連携して支援する。

## 8 意向確認の具体的な進め方

(1) 環境の整備

意向確認を進める前段階として、利用者の意思の表出がしやすい環境が整っているか確認し進める。

- ・本人の意思を中心とした支援、日中活動や暮らす場所での様々な選択肢、重度の障害があっても地域で暮らせるなど法人として意思統一できているか
- ・法人としての方針や計画を職員全員が正しく理解しているか
- ・本人にとって意志表出がしやすい適切な環境が整っているか
- ・支援者は的確に本人の真意を汲み取ることができているか
- ・地域資源の把握ができるよう地域生活支援拠点等の外部機関とも関りを持っていいるか
- ・地域連携推進会議を活用し利用者と地域との関係づくりができているか

(2) 支援チームの形成

本人の意向を的確に把握するため地域移行担当者を中心に、本人・家族又は後見人、サービス管理責任者・支援員・栄養士・職業指導員、日中活動担当者・相談支援専門員・嘱託医・看護師等で支援チームを編成し、支援チームのそれぞれの立場による事前打合せなどにより必要な情報を整理する。また、支援チームの役割は次のとおりである。

- ・それぞれの立場での本人の意向・希望の丁寧な確認
- ・家族の意向も確認した適切なフォロー
- ・多角的な視点でのアセスメントや支援の実施
- ・地域にある様々な資源の最大限な活用
- ・各サービス提供者間での調整による支援の重複や漏れの防止
- ・チーム支援での支援者の孤立防止
- ・暮らす場所等を変更した後も継続支援することでの生活の安定

(3) 意向確認のための会議の開催

個別支援会議において事前に確認した内容等により支援チームで連携して個別支援計画等を作成する。

また、計画に盛りこむ情報の例は次のとおりとし、地域移行や施設外のサービス利用等の具体的な意向が見えない場合は、他事業所の体験利用や買い物等施設外での経験を重ねることを計画に盛込みことも効果的である。

- ・本人の目標（長期・短期）、その動機
- ・本人の希望や嗜好
- ・意向確認の方法や関係者

- ・推定される本人の意思
- ・意思決定支援が必要な内容

#### (4) 個別支援計画の作成、モニタリング・計画の見直し

本人の意思による個別支援計画等の支援の積み重ねや本人の様子や生活の変化も把握するとともに、本人の生活の満足度等も評価し次の支援につなげる。

併せて、事前打合せや会議、モニタリングや評価の情報をしっかりと記録に残し、その後の支援のための意向確認の情報とする。

また、モニタリングの結果を踏まえ、支援の効果が見られない場合等は、原因の検討や直近の本人の意向も確認し、必要に応じて支援内容の変更等計画の見直しをする。

### 9 適切な意向確認ができる支援者の育成

#### (1) 法人としての考え方の共有

法人としての考え方を職員に共有するためには、職員同士が意見や質問等を率直に言い合え、利用者に必要な支援等を活発に議論できる環境を整え、対応する職員によって違いが出ないように意識や知識等を統一するため、次のとおり具体的に取組む必要がある。

- ・意思決定支援、コミュニケーション技術等に関する研修等の実施、及び外部研修への出席
- ・研修で学んだことをアウトプットや職員同士で学ぶなど伝達研修の実施
- ・他法人の施設やグループホーム等見学
- ・先輩職員が後輩職員等をサポートし、実践的な知識やスキルを伝える体制づくり

#### (2) 意向確認に必要な技術や知識

職員は利用者の意向を的確に把握するため、次のようなスキルを獲得し、よりよい支援につなげるよう努める。

- ・障害特性とその対応、障害福祉制度やサービスについての知識
- ・近隣事業所等の情報やネットワーク
- ・本人の意向やその実現のためのステップ等の設定と評価方法
- ・絵カード、コミュニケーションボード等非言語的手段や手話、点字等コミュニケーションスキル
- ・利用者との傾聴スキルや移行等引出す質問スキル

#### (3) 支援者が抱きやすいマインド

次のような支援者が抱きやすいマインドを意識し、定期的な支援者自身の支援の振返りを行う。

ア 施設での生活を安定させることが目標となってしまう

そのため、通所事業所の見学や事業所内での食事の体験等利用者が体験で

きる機会等を実施する。

イ 施設からグループホームでの暮らしや一人暮らしに移行するのは無理だと思ってしまう

そのため、グループホームでの生活を想定した施設での食事・入浴等の支援の工夫や地域の活動への参加、一人暮らしをしている障害者の生活の場の見学等を実施する。

ウ 近隣に入れるグループホームがないから希望を聞いても意味がないと思ってしまう

そのため、相談支援事業所や行政と連携しグループホームの空き状況やエリアを広げた体験利用できるグループホームの把握に努め、買物や公共交通機関を利用した地域の暮らしを想定した体験等を実施する。

## 10 地域移行する場合の関係機関との連携

利用者の意向を的確に把握するため、地域の関係機関との連携が重要となり、施設退所後も本人が望んだ生活が送れるよう施設以外の関係機関との連携は必要不可欠である。

関係機関と連携すべき場面については、本人の生活歴や嗜好に関する情報の収集・グループホームや一人暮らしの体験・移行後の生活に必要な支援の確認等である。

## 11 個別の意向確認のステップ

(1) 利用者一人ひとりに応じた方法で支援を進めるため、主な意向確認のタイミングは次のとおりである。

- ・施設に入所した時
- ・個別支援計画を作成する時やモニタリングを行う時
- ・体験利用や見学を行った時
- ・日常生活でふとしたタイミングでの表出など日頃の支援でも隨時気にかける

(2) 意向確認やその後の意向の実現を支援するためのステップは次のとおりである。

ア 意思形成のための支援

- ・体験、見学等様々な機会の設定による動機付けの支援
- ・当事者によるピアサポートの実施
- ・選択肢は良い点、悪い点を説明しより意向に近い選択肢を探る等

イ 意思表明のための支援

- ・定期的な面談機会を作る
- ・2つ以上の複数の選択肢から選択
- ・絵、コミュニケーションボード等による安心して意思を表すことができる環境の整備等

ウ 意志実現のための支援

- ・長期的な目標実現に向けた短期的な目標の進捗管理
- ・必要なスキル習得の支援
- ・社会参加の機会を作る等

## エ 利用者の真意を把握するための工夫

- ・同じ質問でも主語や表現を変えて聞く
- ・別の支援員が聞く
- ・1回の意思表出だけではなく継続しての意向確認
- ・毎日の支援での利用者一人ひとりに向き合う時間の確保等

## 1 2 家族との連携

### (1) 本人の様子や意向の共有

体験等で本人の意向に変化があった場合は家族と共有する。共有する際は、支援記録に加え、支援者のコメント・体験等の写真、動画による確認とともに、体験の場に立ち会う機会の設定等も有効である。

### (2) 目標に向けたステップアップの様子の共有、不安や疑問の解消

地域生活への移行等について、本人と家族の間で意見の一致が見られない場合は、家族の思いや考えなどを丁寧に聞き、家族自体の何らかの課題（家族の疾病・障害、介護、経済的困難、家庭内での本人の意向に対する考え方の不一致等）も踏まえ、本人の具体的な様子等情報を共有しつつ、家族の意向にも変化が見られるか丁寧に対応する。

### (3) 家族同士のピアサポートの実施

家族に対するグループホーム等の地域移行の説明の際、元利用者の家族の話を聞く機会を作ったり、移行先になじめなかった場合は、施設への再入所の調整など検討できる方法も提案する。

### (4) 地域移行等の事例の紹介

家族に手紙等で実際に地域生活した事例や本人の希望で新たな日中活動を始めた事例を紹介することで家族の意向に変化が見らるなど地域移行後の様々な場面を想定した対応策を示すことで家族の安心を得られるよう努める。

## 1 3 意向確認のその後の支援

### (1) 意向確認の結果、地域移行への意向がみえた場合

次の手順で本人の意向の実現を支援する。

- ・意向が本人の真意かどうか丁寧に確認する
- ・移行先候補の事業所等の見学、体験利用を複数回行い、移行先を決める
- ・地域移行支援事業所と連携し地域移行支援計画を作成する
- ・本人を取り巻く支援者・家族とも情報共有し懸念があれば一つづつ解消する
- ・意向に必要な手続き（支援サービスの切替・新規申請等）を行う

### (2) 意向確認の結果、新たな日中活動への意向がみえた場合

次の手順で本人の意向の実現を支援する。

- ・意向が本人の真意かどうか丁寧に確認する
- ・候補の事業所等の見学、体験利用を複数回行い、利用開始の目処を立てる
- ・相談支援事業所と連携しサービス等利用計画を変更する
- ・本人を取り巻く支援者・家族とも情報共有する
- ・必要な手続き（支援サービスの切替・新規申請等）を行う

(3) 意向確認しても、本人の意向がみえてこない場合

何度も体験利用等を行っても、数ヶ月や1年程では意向が見えてこない場合もあるため、支援方法を工夫し根気強く意向を探りながら、生活の変化を望まないのも大事な意向の一つであるため、その理由等を確認しつつ不安等の解消ができるよう支援する。

**1 4 利用者等に対する本指針の閲覧**

本指針は書面として備えおき、利用者又は家族等からの求めに応じ、閲覧に供するものとし、法人のホームページに掲載する。

**1 5 その他地域移行等の意向確認のための推進**

本指針に定める事項以外にも、地域移行等の意向確認について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、地域移行等の意向確認のための推進に取り組む。

**附 則**

本指針は、令和8年1月1日より施行する。